

令和2年5月28日

## 岡山県における新型コロナウイルス感染症対策に係る協力のお願い

5月25日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が、全ての都道府県で解除されました。

県民の皆様には、これまで、県境を越えた移動や「3つの密」を避ける取組、イベントの開催自粛、適切な感染防止策の実施などに多大なご協力をいただき改めて感謝申し上げます。

今回の流行では、一人ひとりのご尽力により、県内での感染爆発を防ぐことができた一方で、県内経済に多大な影響を及ぼす結果となりました。

今後は、県民の命と暮らしを守るため、新型コロナウイルスのまん延防止対策と社会経済活動の維持を、上手に両立させていくための取組を推進していく必要があると考えております。

このため、皆様には、令和2年6月1日から令和2年6月18日までの間、以下の取組をお願いいたします。なお、今後は、概ね3週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、段階的に見直すこととします。

### 1 外出等に関する県民への協力のお願い

(1) 不要不急の帰省や旅行など、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県への移動は、できるだけ控えるようお願いいたします。

また、京都府、大阪府、兵庫県への移動は、宣言解除から3週間後（6月11日）までは、できるだけ慎重にお願いいたします。

このほかの県外への移動は、移動先の流行状況や各県が出す情報などを確認して行うようお願いいたします。

(2) 密閉・密集・密接が重なる場所への出入りは、できるだけ避けるようお願いいたします。特に、クラスターが発生しているような業種のうち、現段階において一定の安全性を確保することが難しいと考えられる施設への出入りは、できるだけ避けるようお願いいたします。

(3) 外出等に当たっては、手洗いやマスク着用の徹底、人との距離を保つといった「新しい生活様式（生活スタイル）」の実践をお願いいたします。

- (4) なお、職場への出勤についても、引き続き、可能な限り、在宅勤務や時差出勤など、人との接触を減らす取組をお願いします。
- (5) 一方で、感染リスクを考慮しながら、徐々に、日常生活を取り戻していくことも大切です。まずは県内で、新たな生活様式を実践しながら、徐々に買い物、飲食などの活動を再開していただきたいと思います。
- (6) 観光についても、感染防止策を取りながら、まずは県内から始めていただきたいと思います。

## 2 事業者の皆様へのお願い

事業を継続している又は再開する施設については、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な感染防止策の徹底をお願いします。

なお、重症化のリスクが高い高齢者が利用する福祉施設については、引き続き、適切な感染防止策の徹底をお願いします。

## 3 イベント等を主催される方へのお願い

- (1) 開催に当たっては、業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策を講じるようお願いします。
- (2) 全国規模や屋外で概ね200人以上、屋内で概ね100人以上などのイベント等については、開催を自粛するようお願いします。  
なお、屋内で開催する場合は、収容定員に対する参加人数の割合を半分程度以内とするようお願いします。
- (3) 開催に当たっては、連絡先を把握するため参加者名簿を作成しておくなどの対応を行うようお願いします。

今後、長期間にわたり、新型コロナウイルスと共存しながら、社会経済活動を維持させるための取組が必要不可欠となります。

県では、県民の皆様への命と暮らしを守るため、医療体制の確保や経済活動の復興などに、今後とも全力で取り組んでまいります。

県民の皆様も、「新たな生活様式」の実践や適切な感染防止策の徹底など、引き続き、積極的に取り組んでいただくようよろしくお願いいたします。

## 「2 事業者の皆様へのお願い」における 適切な感染防止策の具体的内容

### ○ すべての施設に求める感染防止策

#### (基本的な対策)

- ・ 入場者の整理（入場前の間隔（1 m、できれば2 mを目安に）確保）
- ・ 入場者へのマスク着用の周知及び従業員のマスク着用
- ・ 有症状者の入場禁止
- ・ 手指消毒設備の設置
- ・ 施設の消毒（共用部分（エレベータのボタン、手すりなど）の定期的（概ね1時間ごと）な消毒）
- ・ 施設内の換気（概ね30分ごと窓の開閉など）

#### (「3つの密」を回避するため特に必要な対策)

- ・ 利用者の間隔（1 m、できれば2 mを目安に）の確保又は従事者と利用者  
の間や利用者間へのパーティションの設置
- ・ 混雑時の入場制限
- ・ 施設内で大きな声を出すことの禁止
- ・ 施設内で激しい運動の禁止
- ・ 業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な対応

### ○ 上記「すべての施設に求める感染防止策」に加え、高齢者福祉施設に求 める感染防止策

- ・ 利用者の健康管理（有症状者の利用の制限など）
- ・ 従事者の健康管理（有症状者の自宅待機など）
- ・ 飲食時や休憩室などでの他の従事者との一定間隔の確保
- ・ 複数の従事者が共有するものの定期的な消毒
- ・ 緊急の場合を除く面会の禁止
- ・ ケアやリハビリテーション等における「3つの密」を避ける取組
- ・ 流行地からの訪問者との接触を避けるよう、利用者や従事者に周知徹底
- ・ 通所又は短期入所サービスについては、家庭等での対応や代替サービス  
が可能な範囲で、利用回数の縮小などの検討を利用者や家族に確認